

## 「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における 展示スペースに係る設計図書作成および造作業務委託落札者決定基準

都産技研が発注する、「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成および造作業務委託に関する落札業者決定については、次のとおりとする。

### 1 審査機関

- (1) 本委託業務の技術的な審査については、「クラウド連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書及び造作業務委託技術審査委員会（以下、「技術審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 技術審査委員会は、仕様書に記載している体制、及び契約内容等の必要要件を満たしているかの判断、下記 2 の(2)に基づき付与する点数の判断及び本案件の仕様書に基づき法人から提出される技術提案書の内容について審査、評価する。

### 2 落札者決定基準

#### (1) 落札者の決定方法

ア 落札者は、次に掲げる各要件全てに該当する入札者のうち、下記 3 に定める評価方法により算出された技術点及び価格点の合計点が最も高い者とする。

- (a) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (b) 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

- ・総得点が「0点」の場合
- ・提出が必須とされた資料を未提出の場合
- ・技術点を評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

イ アに該当する同合計点の入札者が二者以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない都産技研職員がくじを引き、落札者を決定する。

#### (2) 技術点及び価格点の配点

点数は、合計 300 点満点とする。得点の配分は、技術点 200 点、価格点 100 点とする。なお、技術点の配分内訳は次のとおりとする。

技術提案書の審査、評価項目及び配点（技術点）に係る点数配分表

○ 評価項目

評価項目	加重	配点	小計
1 全体構成			
(1) クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業を十分に理解し、効果的な提案を行っているか	2	10	20
(2) 導入後の運用保守の効率や費用について、考慮された提案になっているか	2	10	
2 仕様内容に対する的確性・具体性			
(1) 展示スペースに関する調査業務について、計画が的確であり、また具体性があるか	4	20	100
(2) 提案業務について、体験型コンテンツ作成を含む計画が的確であり、また具体性や先進性があるか	4	20	
(3) 設計図書の作成業務について、計画が的確であり、また具体性があるか	4	20	
(4) 展示物の調達・作成業務について、計画が的確であり、また具体性があるか	4	20	
(5) 展示スペースの造作業務について、計画が的確であり、また具体性があるか	4	20	
3 実施体制の妥当性			
(1) 提案内容に沿った人員配置・役割分担が明確か	2	10	20
(2) 都産技研の要請に即時対応できる体制になっているか	2	10	
4 スケジュールの妥当性			
(1) 仕様に沿った適切なスケジュールで無理のない日程になっているか	1	5	10
(2) 進捗管理方法は現実的か	1	5	
5 過去の実績および業務遂行能力			
(1) 調査・提案に関する豊富な実績を有し、十分な遂行能力を有するか	2	10	50
(2) 設計図書の作成に関する豊富な実績を有し、十分な遂行能力を有するか	2	10	
(3) 体験型コンテンツ作成に関する豊富な実績を有し、十分な遂行能力を有するか	3	15	
(4) 造作に関する豊富な実績を有し、十分な遂行能力を有するか	3	15	
技術点計			200

## ○評価方法

上記の評価項目の中に目安、基準の記載がない項目は、下記の5段階評価とする。

特に優れた提案	・・・5
優れた提案	・・・4
普通の提案	・・・3
劣る提案	・・・2
特に劣る提案	・・・1
著しく劣る、または提案がない	・・・0

### 3 技術提案書及び入札価格の評価方法

技術提案書及び入札価格の評価については、次のとおり行うこととする。

#### (1) 技術提案書の評価について

##### ア 2の(2)に記載した評価項目について

評価項目の区分ごとに評価し、評価点に加点を乗じた点数の合計をもって技術点とする

##### イ 技術提案書の技術点について

技術審査委員会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。

#### (2) 価格点については、その入札価格に応じ、点数化するものとする。

点数化の方法については、次に示す方法とする。ただし、価格点の上限は、満点の価格点の4割とする。

「価格点 = 満点の価格点 - (入札価格 / 予定基準価格) × 満点の価格点」

#### (3) 技術点及び価格点は、いずれも小数点以下1桁までの数値とし、小数点以下2桁目は四捨五入する。